

社会福祉法人

那須塩原市社会福祉協議会

事業継続計画

令和7年9月25日 改訂

1 基本方針

本会は、以下の方針に基づき、事業継続を行います。

基本方針	
<u>1 人命・安全の確保</u>	職員や家族、福祉サービス利用者の安全確保・安否確認を最優先に行います。
<u>2 社会的責務の遂行</u>	地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民や福祉組織・関係者の協働により、地域のニーズを把握しながら復旧・復興を目指します。
<u>3 事業の維持継続</u>	本会が実施する事業において、優先的に立ち上げる業務、維持継続しなければならない業務について、優先順位をつけて行います。
<u>4 優先業務の実施体制の確保</u>	優先業務の遂行に必要な人的資源、物的資源を集中的に投入するため、優先業務以外の業務については、縮小・休止します。その後、優先業務に影響を与えない範囲で順次再開していきます。
<u>5 事業継続計画（BCP）の実効性の確保</u>	平常時から教育や訓練等を着実に実施するとともに、不足する資源に対する対策について適切な進捗管理を実施し、実効性の確保を図ります。

2 被害状況の想定

本計画においては、以下のとおり緊急事態と被害状況を想定します。

(1) 想定する緊急事態

緊急事態	想 定	備 考
想定① 地震	震源地 那須塩原市役所 地震のタイプ 地殻内 地震の規模 マグニチュード6.9 各地の震度 震度6強 共壱社(那須塩原市役所) 震度6弱 鍋掛、あたご町(西那須野支所)、墓沼 震度5弱 中塩原(塩原支所)	那須塩原市業務 継続計画(震災 編)の想定を引用
想定② 大雨・洪水等	集中豪雨による浸水被害 ・100年に1度の大雨を想定 ・市内各地で床上・床下浸水あり、山間地域では一部土砂崩れが発生。	

(2) 想定する事態による被害状況

経営資源	想定する被害
人員(役員、職員など)	負傷、道路の損壊・交通機関の麻痺、家庭の事情(学校等の休校、同居家族の介護等)により、多くの職員が出勤できない。 24時間以内…60%、3日目…80%、1週間後…90%が出勤。
建物	建物は利用可能。しかし、安全性が確認されるまで一時的に利用できない場合がある。
資材・流通	物資(事務用品や施設利用者の必需品・衛生用品(オムツ等)、ガソリン等)の調達が一時不能となり、3日間購入できない。配食事業者が一時休止となる。
資金	被災による会費収入の減少、事業の中止等に伴う事業収入減少や委託費返還により、収入が大幅に減少する可能性がある。 金融機関の麻痺により、法人会計の一時停止やあすてらす利用者の金銭出し入れができなくなる。
情報・通信	固定電話・携帯電話は大量アクセスにより輻輳が発生し、ほとんど不通となり、1週間程度は電話が繋がりにくくなる。 インターネットは停電やケーブル断線のため、1週間程度使用できない。
システム	OA危機等が転倒・水没により破損する。
ライフライン	電気は最大3日間、上水道は最大7日間、下水道は最大1か月間使用できない。

3 事業継続計画（BCP）の発動基準

BCPの発動および解除については、管理職による協議を踏まえ、会長が指示します。

段 階	発 動 基 準
BCP発動	以下について総合的に勘案して、事業の継続に著しい影響があると判断される場合 ・ 職員の負傷や交通網の寸断による出勤可能な職員の不足 ・ 本会の建物や設備等の被害状況 ・ 電気・上下水道・通信等のライフラインの途絶 ・ 地域への被害状況・被害規模 ・ 行政からの災害ボランティアセンターの設置要請の有無
BCP解除	上記の状況が回復し、事業への支障が解消したと判断される場合

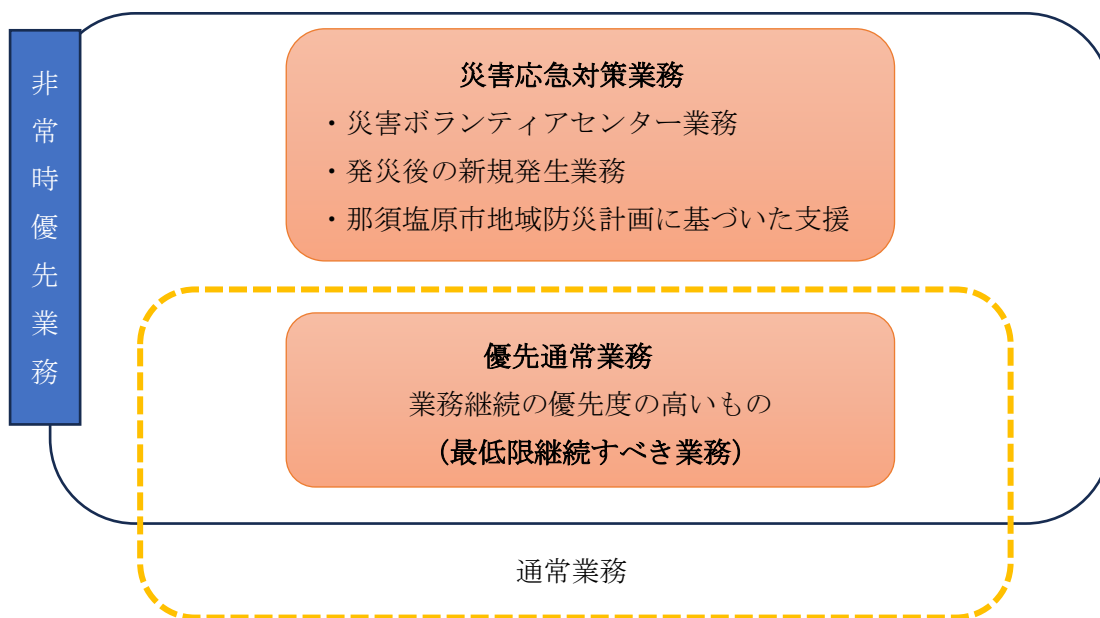
4 非常時優先業務

（１）非常時における優先業務は、次のとおり分類する。

○災害応急対策業務：災害対応として最優先して取り組まなければならない業務、または
発災後、新たに取り組まなければならない業務

○優先通常業務：通常業務の内、災害時も優先的に事業継続もしくは再開しなければならない業務

★非常時優先業務のイメージ



(2) 非常時優先業務

以下に、各課・支所の①災害応急対策業務、②優先通常業務を記載

【総務課】

① 災害応急対策業務

優先順位	業務内容	目標期限
1	災害対応に要する予算の確保	1日以内
2	寄付金品の受入れ	3日以内
3	マスコミの対策	規模により期限は変わる

② 優先通常業務

優先順位	業務内容	目標期限
1	全体の調整に関する業務	1日以内
2	事務局環境の整備に関する業務	1日以内
3	出納管理に関する業務	1日以内
4	職員の労務管理に関する業務	3日以内
5	その他必要な業務	適宜

【地域福祉課】

① 災害応急対策業務

優先順位	業務内容	目標期限
1	災害ボランティアセンター業務	1日以内
2	那須塩原市地域防災計画に基づいた支援	1日以内
3	義援金の受入れ	3日以内

② 優先通常業務

優先順位	業務内容	目標期限
1	ボランティア保険に関する業務	1日以内
2	地域の緊急性に応じた支援	適宜
3	その他必要な業務	適宜

【生活支援課】

① 災害応急対策業務

優先順位	業務内容	目標期限
1	那須塩原市地域防災計画に基づいた支援	1 日以内

② 優先通常業務

優先順位	業務内容	目標期限
1	利用者の緊急性に応じた支援	1 週間以内
2	福祉総合相談に関する業務	1 週間以内
3	生活福祉資金に関する業務	1 週間以内
4	その他必要な業務	適宜

【福祉サービス課】（福祉サービス支援係）

① 災害応急対策業務

優先順位	業務内容	目標期限
1	那須塩原市地域防災計画に基づいた支援	1 日以内

② 優先通常業務

優先順位	業務内容	目標期限
1	利用者の緊急性に応じた支援	3 日以内
2	その他必要な業務	適宜

【福祉サービス課 心の里・つくし・ふれあいの森】

① 災害応急対策業務

優先順位	業務内容	目標期限

② 優先通常業務

優先順位	業務内容	目標期限
1	各施設のBCPに基づく業務	

【黒磯支所・塩原支所】

① 災害応急対策業務

優先順位	活動内容	目標期限
1	災害ボランティアセンター業務	1 日以内
2	那須塩原市地域防災計画に基づいた支援	1 日以内

② 優先通常業務

優先順位	業務内容	目標期限
1	ボランティア保険に関する業務	1 日以内
2	地域の緊急性に応じた支援	適宜
3	福祉総合相談に関する業務	1 週間以内
4	生活福祉資金に関する業務	1 週間以内
5	その他必要な業務	適宜

5 緊急事態発生時の参集基準・対応体制

(1) 職員の参集基準

【事務局長・課長・支所長】

災害区分・程度		休日・勤務時間外
地震	震度 6 以上	原則、本所へ参集
	震度 5 弱・強	連絡がとれる状態を保つ
大雨・洪水等	市内に大雨特別警報、土砂災害警戒情報及び大雨・洪水警報が発表された場合	ただし、状況により参集せずに別の方法で協議する場合がある

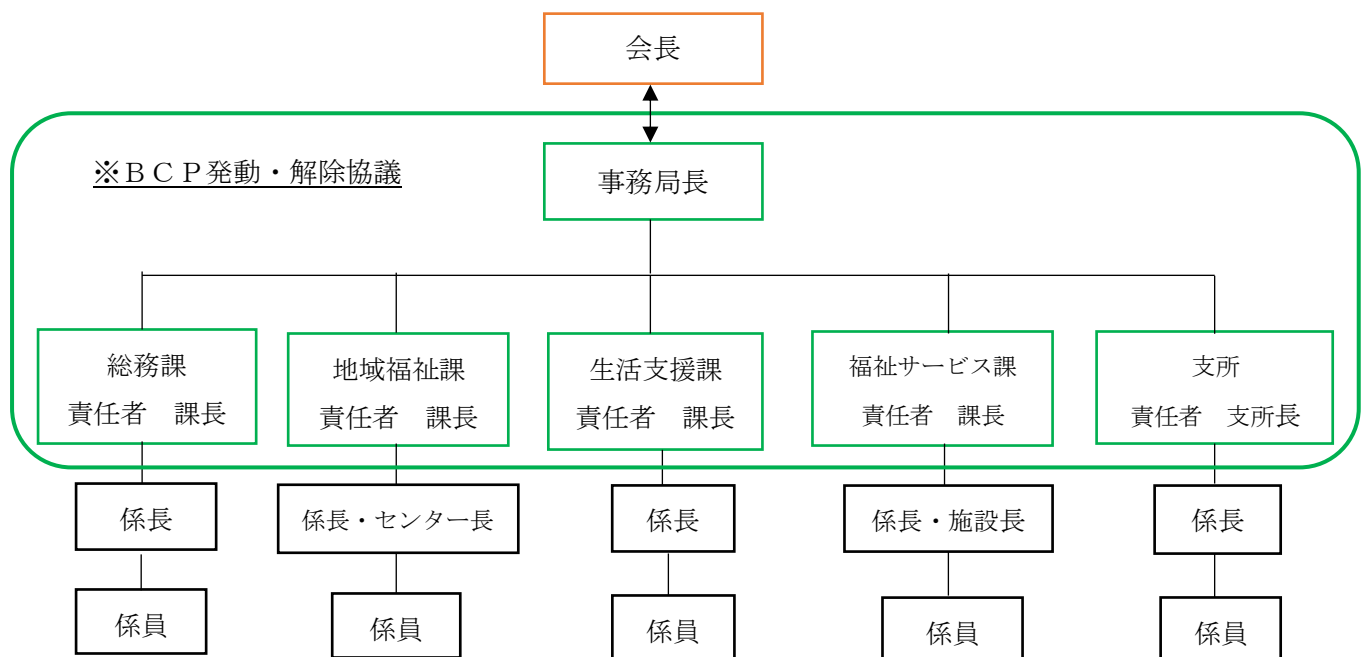
【正職員】

災害区分・程度		休日・勤務時間外
地震	震度 6 以上	出勤の指示が得られない場合、原則、勤務場所へ参集
	震度 5 弱・強	連絡がとれる状態を保つ
大雨・洪水等	市内に大雨特別警報、土砂災害警戒情報及び大雨・洪水警報が発表された場合	

【囑託職員・臨時職員】

災害区分・程度		休日・勤務時間外
地震	震度 6 以上	連絡がとれる状態を保つ
	震度 5 弱・強	
大雨・洪水等	市内に大雨特別警報、土砂災害警戒情報及び大雨・洪水警報が発表された場合	

(2) 対応体制図



(3) 構成職員の代行順位

緊急事態が発生した際の代行順位は以下のとおりとします。

職務代行の対象者	代行順	
	第 1	第 2
事務局長	総務課長	地域福祉課長

※その他 決裁規程に基づき実施

6 初動対応・全体フロー

(1) 事前対応（大雨・洪水等の被害の発生が事前に予測できる場合）

利用者・関係者への連絡調整や内部体制の確認等、災害対応の準備を進めておきます。

(2) 初動対応

①各職員での緊急対応

緊急対応	内容
◎自身、家族の安全確保	地震等から身を守る行動を取り、自身及び家族の安全を確保します。在勤中は、来所者や利用者の安全が確保できるよう指示等を行います。
○初期消火の実施 (火災発生時)	火災発生時は、速やかに初期消火を行い、状況に応じて消防へ通報します。
○避難・避難誘導	建物に留まることが危険など、避難の必要性を判断した場合は、速やかに避難場所に避難、避難誘導を行います。
○応急救護 (怪我人がいる場合)	近くに怪我人がいる場合は、速やかに応急救護を行います。
○近隣被害状況確認・情報収集	周辺の被害状況や緊急事態の状況について情報収集します。

②各課、支所での初動対応

課	初動対応
総務課	・近隣被害状況確認・情報収集 ・職員の安否確認 ・車両の確認・確保 ・市・関係機関との通信手段の確保 ・市・関係機関への連絡
地域福祉課	・担当地区の被害状況確認・情報収集 ・職員や利用者等の安否確認 ・車両の確認・確保 ・災害ボランティアセンター設置要請に対応できる準備
生活支援課	・近隣被害状況確認・情報収集 ・職員や利用者等の安否確認 ・車両の確認・確保

福祉サービス課 (福祉サービス支援係)	・ 近隣被害状況確認・情報収集 ・ 職員や利用者等の安否確認 ・ 車両の確認・確保
(施設)	・ 近隣被害状況確認・情報収集 ・ 職員や利用者等の安否確認 ・ 車両の確認・確保 ・ 施設・設備の被害状況確認
黒磯支所 塩原支所	・ 担当地区の被害状況確認・情報収集 ・ 職員や利用者等の安否確認 ・ 車両の確認・確保 ・ 災害ボランティアセンター設置要請に対応できる準備

(3) 全体フロー

